

平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則
電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則を次のように定める。

（特定認証業務）

この規則において使用する用語は、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「法」といいう。）において使用する用語の例による。

第二条 法第二条第三項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくものであることとする。

- 一 ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解
- 二 大きさ二千四十八ビット以上の有限体の乗法群における離散対数の計算
- 三 楕円曲線上の点がなす大きさ二百二十四ビット以上の群における離散対数の計算
- 四 前三号に掲げるものに相当する困難性を有するものとして主務大臣が認めるもの

（認定の申請）

第三条 法第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第四条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請者が法第五条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 三 法第六条第一項各号の認定の基準に適合していることを説明した書類
(業務の用に供する設備の基準)

第四条 法第六条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項（以下「利用者署名検証符号」という。）が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務用設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されること。
- 二 認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 三 認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。

四 認証業務用設備のうち電子証明書の発行者（認証業務の名称により識別されるものである場合においては、その業務を含む。以下同じ。）を確認するための措置であつて第二条の基準に適合するものを行つたために発行者が用いる符号（以下「発行者署名符号」という。）を作成し又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するためには必要な機能を有すること。

（利用者の真偽の確認の方法）

第五条 法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 認証業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）若しくは領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の

真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）がある委任状（利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十七条）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード又は官公庁（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）を含む。）がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものうちいずれか一以上の提示を求める方法

（その他の業務の方法）

第六条 法第六条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 利用申込者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。

二 利用申込者の申込みに係る意思を確認するため、利用申込者に対し、その署名又は押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）のある利用の申込書その他の書面の提出又は利用の申込みに係る情報（認定を受けた認証業務（以下「認定認証業務」という。）又はこれに準ずるものに係る電子証明書により確認される電子署名が行われたものに限る。）の送信を求めること。

三 利用者が電子署名を行うために用いる符号（以下「利用者署名符号」という。）を認証事業者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。

四 利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、あらかじめ、利用者識別符号（認証事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であつて、容易に推測されないようによつて成されたものをいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。

五 電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。

六 電子証明書には、次的事項が記録されていること。

当該電子証明書の発行者の名称及び発行番号

当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了日

当該電子証明書の利用者の氏名

当該電子証明書に係る利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子

八 電子証明書には、その発行者を確認するための措置であつて第二条の基準に適合するものが講じられていること。

九 認証業務に関し、利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。

十 電子証明書に利用者の役職名その他の属性（利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。）を記録する場合においては、利用者その他の者が当該属性についての証明を認定認証業務に係るものであると誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。

十一 電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があつたとき又は電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録すること。

十二 第十号の規定により電子証明書の失効に関する情報を記録した場合においては、遅滞なく当該電子証明書の利用者にその旨を通知すること。

十三 認証事業者の連絡先、業務の提供条件その他の認証業務の実施に関する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、認証事業者が前号の失効に関する情報を容易に確認することができるよう

十四 電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があつた場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該電子証明

書に係る利用者に關する第十二条第一項第一号ロ及びハに掲げる書類を当該申出を行つた者に開示すること。

十五 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。

ロ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ハ 業務の一部を他に委託する場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方策

二 業務の監査に關する事項

ホ 業務に係る技術に關し充分な知識及び経験を有する者の配置

ヘ 利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外使用の禁止及び第十二条第一項各号に掲げる帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置

ト 危機管理に関する事項

ハ 業務用設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。

十七 複数の者による発行者署名符号の作成及び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

（調査の方法）

第七条 法第六条第二項の調査は、職員二人以上によって行うものとする。

（認定の更新の申請）

第八条 認定認証事業者は、法第七条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一により作成した更新申請書に第三条第二項各号に掲げる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出されているその書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

二 第四条から前条までの規定は、法第七条第一項の認定の更新に準用する。

（軽微な変更）

第九条 法第九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。

（変更の認定等）

第十条 法第九条第二項の申請書は、様式第二によるものとする。

2 法第九条第二項の主務省令で定める書類は、第三条第二項各号に掲げる書類（認定若しくはその更新又は変更の認定の申請書に添えて提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。

3 第四条から第七条までの規定は、法第九条第一項の変更の認定に準用する。

4 認定認証事業者は、法第九条第四項に規定する届出をするときは、様式第三による届出書に変更の事実を証する書類を添えて主務大臣に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第十二条 法第十二条第一項の規定する届出をするときは、様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（帳簿書類）

一 認証業務の利用の申込みに關する帳簿書類は、次のとおりとする。

イ 第六条第一号の説明に關する記録

ハ 利用の申込書

利用者の真偽の確認のために認証事業者に提出された書類及び提示された証明書等の写し

様式第1 (第3条第1項及び第8条第1項関係) (平成18年省令第1号・平成24年省令第1号・令和元年省令第1号・令和2年省令第1号・一部改正)

認定(更新)申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者の住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項(第7条第1項、第15条第1項、第15条第2項において準用する同法第7条第1項)の認定(更新)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請に係る認証業務の名称
- 2 業務の用に供する設備の概要
- 3 業務の実施の方法

備考 1 不要の文字は、消除すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 登録免許税を納めなければならない場合には当該登録免許税の領収証書をこの申請書の裏面に貼り付け、手数料を納めなければならない場合には当該手数料の額に相当する収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。

様式第2 (第10条第1項関係) (平成18年省令第1号・平成24年省令第1号・令和元年省令第1号・令和2年省令第1号・一部改正)

変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者の住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

電子署名及び認証業務に関する法律第9条第1項(第11条第2項において準用する同法第9条第1項)の変更の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請に係る認証業務の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

備考 1 不要の文字は、消除すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 手数料の額に相当する収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。

様式第3 (第10条第4項関係) (令元経済省通達令1・令2経済省通達令3・一部改正)

変更届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

電子署名及び認証業務に関する法律第9条第4項 (第15条第2項において準用する同法第9条第4項) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出に係る認証業務の名称
- 2 変更前の氏名等
- 3 変更後の氏名等
- 4 変更の理由

備考 1 不要の文字は、消除すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第4 (第11条関係) (令元経済省通達令1・令2経済省通達令3・一部改正)

廃止届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

認定に係る業務を廃止するので、電子署名及び認証業務に関する法律第10条第1項 (第15条第2項において準用する同法第10条第1項) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出に係る認証業務の名称
- 2 廃止しようとする年月日
- 3 廃止の理由

備考 1 不要の文字は、消除すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第5 (第13条第2項関係)
「電子署名法認定認証業務」若しくは「Accredited under e-Signature Law (Japan)」又は



注1 認定に係らない業務を認定に係る業務と誤認されるおそれがないように表示を付すること。
2 色彩は、適宜とする。

様式第6 (第16条関係) (令元税省通達令1・一部改正)
(表)

番 号
電子署名及び認証業務に関する法律第35条第4項の規定による
立 入 檢 查 証
職 名 及 び 氏 名
年 月 日交付
発行者 印

(裏)

電子署名及び認証業務に関する法律抜粋

第35条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定認証事業者に対し、その認定に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に、認定認証事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第1項の規定は認定外国認証事業者に、前項の規定は承認調査機関に、それぞれ準用する。

4 第1項及び第2項（それぞれ前項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第2項（それぞれ第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第35条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第45条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

三 第35条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。